

全国母子保健主管課長会議資料

◇ 資料目次 ◇

【日 程 表】

【母子保健対策】	頁
1. 「健やか親子21」について	1
2. 母子健康手帳の改正について	1
3. 小児慢性特定疾患治療研究事業の見直しについて	2
4. 周産期医療ネットワークの整備について	2
5. 不妊専門相談センター事業の整備について	3
6. 乳幼児健康支援一時預かり事業について	3
7. 乳幼児健診における育児支援強化事業について	3
8. 新生児聴覚検査の実施について	4
9. 出産前小児保健指導（プレナティブジット）事業について	4
10. 病棟保育士配置促進モデル事業について	4
11. 児童虐待対策について	5
12. 平成13年度第2次補正予算について	6
13. 遺伝相談モデル事業の廃止について	7
14. 生殖補助医療について	7
【関連資料】	
資料1. 平成14年度雇用均等・児童家庭局予算案の概要	8
資料2. 健やか親子21の推進	28
資料3. 母子健康手帳改正に関する検討会報告書	39
資料4. 小児慢性特定疾患治療研究事業の見直し	44
資料5. 児童虐待対策の概要	46
資料6. 平成13年度第2次補正予算の概要	54
資料7. 母子健康管理について	56
資料8. 平成14年度主要行事等予定	61
資料9. 母子保健事業の実施状況等	63

平成14年2月20日（水）
厚生労働省雇用均等・児童家庭局
母子保健課

【日 程 表】

○日 時 平成14年2月20日(水)

○場 所 中央合同庁舎5号館 低層棟2階講堂

時 間	説 明 概 要
14:00~14:05(5分)	挨拶
14:05~14:20(15分)	平成14年度予算案の概要について
14:20~15:00(40分)	母子保健対策
15:00~15:25(25分)	児童虐待対策
15:25~15:35(10分)	母性健康管理
15:35~15:45(10分)	歯科保健課関係
15:45~15:50(5分)	質 疑

○挨拶

○平成14年度雇用均等・児童家庭局関係予算案について

【母子保健対策】

1 「健やか親子21」について

＜資料2 P28＞

我が国の母子保健は、既に世界最高水準にあるが、妊産婦死亡や乳幼児の事故死について改善の余地があるなどの残された課題や思春期における健康問題、親子の心の問題の拡大などの新たな課題が存在する。また、小児医療や地域母子保健活動の水準の低下を防止することも重要である。

このような中、平成12年11月に「健やか親子21」がとりまとめられたところであるが、昨年は、「健やか親子21推進協議会」が設置され、年末には加入団体数が70となったところである。

また、主要4課題である、①思春期の保健対策の強化と健康教育の推進、②妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援、③小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備、④子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減、について関係する団体による幹事会を開催し、意識の高揚、積極的な取組に努めたところである。

厚生労働省としても、引き続き、全国大会の開催等により国民的な運動の展開を図っていくこととしているが、都道府県、市町村においても自主的・積極的な取組をお願いする。

2. 母子健康手帳の改正について

＜資料3 P39＞

母子健康手帳については、昨年9月に「母子健康手帳改正に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、その様式の改正等について検討いただいていたところである。

検討会においては、平成12年に実施された「乳幼児身体発育調査」の調査結果や、最新の医学的知見、社会情勢の変化等を踏まえた検討が行われ、昨年11月30日に、検討会としての母子健康手帳の様式の改正等についての報告をとりまとめたところである。

このうち母子保健法施行規則様式第3号（全国統一様式（49頁まで）。以下「省令様式」という。）の改正に係る部分については、検討会の報告を踏まえ、別途、様式改正のための省令改正作業を行ってきたところであるが、平成14年1月15日に「母子保健法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）」が公布され、今回の母子健康手帳の様式の改正の最終的な文言が確定したところである。

今回の母子健康手帳の様式の改正については、同日、母子保健課長通知等により、各都道府県等に、その内容等をお知らせするとともに、管内市

区町村への周知をお願いしたところである。

改正省令の施行日である平成14年4月1日以降、省令様式に係る部分については、改正省令による改正後の母子健康手帳の様式による必要があることから、各市区町村等における平成14年4月1日からの新たな母子健康手帳の交付に向け、管内市区町村に周知徹底を図るなど準備方よろしく願います（なお、改正省令附則第2項により、経過措置として、平成14年6月30日までに交付する母子健康手帳の様式については、改正省令による改正後の省令様式にかかわらず、なお従前の例によることができることとされている。）。

また、母子健康手帳の様式の作成例として示している省令様式以外の部分（任意記載事項（50頁以降）。）についても、各市区町村等において、検討会の報告を参照の上、平成14年4月1日から交付する母子健康手帳に、適宜、その内容を反映させるよう、周知方願います。

なお、平成14年4月1日以降の最終的な母子健康手帳の様式・様式例を、厚生労働省ホームページに掲載しているため、新しい母子健康手帳の作成の準備等に当たって参照されたい。

3 小児慢性特定疾患治療研究事業の見直しについて〈資料4 P44〉

医療費の自己負担部分を全額補助する制度である小児慢性特定疾患治療研究事業は、事業創設以来4半世紀が経ったところであり、制度を今後とも安定的に維持・運営するため、昨年9月に「小児慢性特定疾患治療研究事業の今後のあり方と実施に関する検討会」を設置し、本事業のあり方について検討を行っているところである。

事業の見直しは、具体的には、①対象疾患・対象者の見直し、②他の医療費公費負担制度との均衡を考慮した一定の自己負担の導入、③併せて必要な福祉サービスの導入、を現在想定しているが、詳細は検討中である。

（検討状況については、厚生労働省HP参照）

見直しを行う場合、その実施は、早くも平成15年度となる見込みである。

今後も適宜状況をお知らせしたいと考えており、御協力をお願いしたい。

4 周産期医療ネットワークの整備について

妊産婦死亡、周産期死亡等のさらなる改善により安心して出産できる体制を整備するため、新エンゼルプランにおいて、総合周産期母子医療センターを中核とした周産期医療ネットワーク（システム）の整備を計画的に

進めているところである。

地域医療計画の改訂に際しては、周産期医療について計画に盛り込むとともに、新エンゼルプランに基づき、平成16年度までに原則として各都道府県に1か所の総合周産期母子医療センターを整備し、これを中心とした地域周産期母子医療センター及び一般産科との母体及び新生児の搬送体制をはじめとする連携体制の整備をお願いする。

(14年度予算案)		(16年度目標値)
28都道府県	→	47都道府県

5 不妊専門相談センター事業の整備について

不妊に悩む方々に的確な情報を提供し、専門的な相談に応じられる体制を地域において整備することは重要であることから、平成8年度から「生涯を通じた女性の健康支援事業」の一環として、不妊専門相談センター事業を実施しているが、平成14年度予算案においては、30か所から36か所に補助対象の増を図ることとしている。

本事業については、新エンゼルプランの中で計画的に整備すべき重点施策として位置づけられていることから、引き続き都道府県等の積極的な実施をお願いする。

(14年度予算案)		(16年度目標値)
36か所	→	47か所

6 乳幼児健康支援一時預かり事業について

乳幼児健康支援一時預かり事業については、新エンゼルプランを着実に推進するため、275市町村から350市町村に拡大するために必要な予算を確保することとしたので、各市町村の積極的な取組について指導をお願いする。

なお、施設整備については、平成13年度より保育所等の児童福祉施設に加え、医療機関で本事業を実施するための部屋の整備を医療施設等施設整備費により行うこととしているので、平成14年度においても積極的に取り組まれるようお願いする。

(14年度予算案)		(16年度目標値)
350市町村	→	500市町村

7 乳幼児健診における育児支援強化事業について

育児不安を抱える母親等の増加、児童虐待が社会的な問題となっており、

家庭における育児機能の強化や地域における児童虐待の早期発見・早期対応のシステムづくりが重要となっている。

1歳6か月児及び3歳児に対する健康診査は、母子保健法に基づく法定健診として実施しており、受診率が高いことから、こうした健診の場を活用することが有効であるため、1歳6か月児健診などの場において、育児相談体制の充実を図るものである。

なお、本事業は、「子どもの心の健康づくり対策事業」のひとつとして実施しているので、「虐待・いじめ対策事業」や「児童虐待市町村ネットワーク事業」等と合わせて実施することにより、市町村における児童虐待対策の総合的な推進に努められたい。

8 新生児聴覚検査の実施について

難聴等を早期に発見し、早期治療を進める観点から、新生児聴覚検査事業を平成12年度から試行的に開始（10月実施）したところであるが、平成14年度においても、実施主体となる都道府県・指定都市の積極的な検討・取組をお願いしたい。

9 出産前小児保健指導（プレネイタルビジット）事業について

妊産婦のもつ育児不安の解消のため、妊娠後期の妊婦等を対象に小児科医等の育児に関する保健指導を受ける機会を提供することにより、こうした不安の解消を図るとともに、産まれてくる子のかかりつけ医師の確保を図るため、メニュー事業である育児等健康支援事業の中で実施しているが、実施主体となる市町村への積極的な周知をお願いしたい。

10 病棟保育士配置促進モデル事業について

小児慢性特定疾患などで長期にわたり入院、療養生活を続ける子ども達にとって、医療以外の生活面を重視し、クオリティオブライフ（QOL）を維持・向上させることは、重要な課題である。

こうしたことから、医療機関への保育士の配置を促進することにより、特に、親から離れて病院で長期にわたり生活している慢性疾患児等に対し、保育士による相談指導、遊びを通じた心身の発達の助長等を行い、児童の健全育成に資するとともに、家族との連絡・相談指導等を実施することにより患児及びその家族の不安の解消を図ることを目的とし、平成10年度より行われているところであり、各都道府県、指定都市、中核市には積極的な取組をお願いする。

11 児童虐待対策について

＜資料5 P46＞

児童に対する虐待の防止施策については、これまで、発生予防、早期発見・早期対応、被虐待児童への適切な保護など、一貫した施策の充実に努めているところであるが、児童相談所における児童虐待の相談件数は増え続けており、悲惨な死亡事件が相次ぐなど、状況は深刻・複雑化してきている。

このため、「児童虐待の防止等に関する法律」等の適正な運用を図るとともに、平成14年度予算案においても児童虐待防止対策の充実に必要な費用を確保したところである。

については、児童相談所の体制強化、保健と福祉の連携による対応、児童の保護と保護者等への指導体制の充実などに留意の上、総合的な取組を推進いただくようお願いする。

(1) 保健と福祉の連携について

① 健やか親子21について

平成12年11月にとりまとめられた「健やか親子21」では、主要課題の一つである「子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減」において、児童虐待対策を母子保健の主要事業の一つとして明確に位置づけ、児童虐待の早期発見及び再発予防には、地域保健と地域医療の協力した取組を進めるとともに、児童相談所や情緒障害児短期治療施設など福祉関係機関等との連携を積極的に図ることが重要であるとしている。

については、都道府県、市町村における一層の積極的な取組をお願いする。

② 乳幼児健診における育児支援強化事業について（再掲）

1歳6か月児及び3歳児健康診査において、母親等の心理相談や親子が参加する集団指導等を実施する事業を平成13年度に創設したところである。育児不安等を抱える母親等の増加や児童虐待への対応の強化を図るため、同事業の積極的な実施について、引き続き管内市町村に対する指導をお願いする。

③ 児童虐待機関連携強化事業について

児童相談所、福祉事務所、保健機関（保健所、市町村保健センター）等は、虐待の予防、発見、援助の全ステージを通じて、単なる情報の共有にとどまらず、それぞれの役割と機能を果たしながら協同で事例に対処することが求められる。

しかしながら、現状においては、リスクアセスメントや介入の判断の基準が機関の間であらかじめ調整されていないことなど、現場の行動レベルでの連携の構築が重要な課題となっている。

このため、平成14年度予算案では、それぞれの自治体において、それぞれの地域の社会資源の状況を踏まえた上で、関係機関が共有して用いるマニュアルを作成する事業を新規に実施することとしているので、積極的な取組をお願いする。

(2) 児童虐待防止市町村ネットワーク事業について

住民に身近な市町村域において、児童虐待に対する取組を進めるため、保健、医療、福祉、教育、警察、司法等の関係機関、団体等のネットワークを整備する児童虐待防止市町村ネットワーク事業を平成12年度より実施しているところである。

については、なお一層積極的な取組が図られるよう、管内市町村及び関係機関、団体等への指導をお願いする。

(3) 虐待・思春期問題情報研修センターについて

虐待・思春期問題情報研修センターは、深刻化する児童虐待問題や非行等の思春期問題への対策の一環として、インターネット等を利用した情報の収集・提供、児童相談所や児童家庭支援センターなどの専門機関からの電話等による専門的な相談、虐待問題等対応機関職員の研修及び児童福祉施設における臨床研究と連携した研究などを通じて、関係機関職員の専門性の向上を図ることを目的として設置される。(実施主体：社会福祉法人横浜博萌会)

現在、平成14年度の開設に向けて準備を進めているところであり、保健機関職員の研修への参加のための特段の配慮をお願いしたい。

12 平成13年度第2次補正予算について <資料6 P54>

平成13年度第2次補正予算によるNTT株式の売却収入の活用による社会資本整備に係る無利子貸付に伴う児童福祉法等の改正により、慢性疾患児家族宿泊施設(親子なごみの家)の施設整備を行うこととしたので、病院等関係機関に周知を図るとともに、これが整備方について積極的に取り組まれるようお願いしたい。

なお、本事業は無利子貸付として行われ、貸付金の償還時に償還額に相当する国庫補助が行われることとなるが、その事業内容は平成10年度第

3次補正予算による事業と同じものがある。

また、本事業は天皇家の慶祝に際しての事業としても実施されることとしている。

13 遺伝相談モデル事業の廃止について

本事業は、遺伝性疾患等に関して専門家による適切なカウンセリングを提供できるよう、各都道府県の官公立病院、大学病院等に情報提供の中核となる遺伝相談センターを設け、情報提供や相談事業を実施してきたが、補助事業の見直しにより、本年度限りで廃止されることとなったのでご了承されたい。

14 生殖補助医療について

精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療（非配偶者間の生殖補助医療）のあり方については、旧厚生科学審議会先端医療技術評価部会の下に設置された「生殖補助医療技術に関する専門委員会」において検討いただいていたところである。

同専門委員会は、計29回の議論を経て、平成12年12月に、インフォームド・コンセント、カウンセリング体制の整備、親子関係の確定のための法整備等の必要な制度整備が行われることを条件に、代理懐胎を除く精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療を認めるとともに、必要な制度整備を3年以内（平成15年中）に行うことを求める報告書を取りまとめたところである。

この報告書の要請を踏まえ、報告書の内容に基づく制度整備の具体化の検討を行うため、昨年6月に、厚生科学審議会の下に「生殖補助医療部会」を設置したところであり、同部会においては、本年中の検討終了を目的に、検討が進められているところである。

なお、同部会においては、検討すべき課題を、①非配偶者間の生殖補助医療を受ける条件、精子・卵子・胚を提供する条件等、②インフォームド・コンセント、カウンセリング、実施医療施設の基準等、③公的管理運営機関、実施医療施設等の監督体制等、に分けて議論を行うこととしており、現在は、非配偶者間の生殖補助医療を受ける条件、精子・卵子・胚を提供する条件等について検討が行われているところである。